

令和5年1月23日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

G p	品 名	規 格	単 位	数 量
1	大型消防車主ポンプ整備診断	仕様書のとおり	PR	1
2	30t大型オートリフト定期整備点検 ほか1件	別紙第1「内訳書」のとおり		
3	中型車両整備用オートリフト定期整備点検	仕様書及び調達 要領指定書によ る。	UN	1

(2) 履行期限

令和5年3月31日

(3) 履行場所

陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和5年2月7日（火）10時30分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

- (1) G p 別の総額により決定する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。  
ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除する。  
ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札書の記載要領等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。  
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- (2) 郵便入札  
ア 郵便による入札参加を推奨(コロナウイルス感染防止のため。)  
イ 郵便入札の要領等
  - (ア) 送付先  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
  - (イ) 送付期限  
令和5年2月6日(月)17時00分(必着)

- (ウ) 送付要領
  - a 入札書は、「大型消防車主ポンプ整備診断 入札書在中」、「30t大型オートリフト定期整備点検ほか1件 入札書在中」又は「中型車両整備用オートリフト定期整備点検 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
  - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
  - 郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
  - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
  - イ 郵便による入札者がいる場合
    - (ア) 再度入札の実施日時  
令和5年2月10日（金）13時30分
    - (イ) 郵便入札の要領
      - a 送付期限  
令和5年2月10日（金）11時30分（必着）
      - b その他の要領  
初度の入札と同様とする。
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
  - ア 器材及び仕様書等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊第101全般支援大隊補給中隊（担当：時田）  
電話 0123-36-8611（内線5770）
  - イ 入札及び契約等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：石川）  
電話 0123-36-8611（内線5340）  
FAX 0123-36-8719（直通）
- (7) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間  
令和5年1月23日～令和5年2月7日

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 内 訳 書

2 G p

番号	品 名	規 格	単位	数量
1	30 t 大型オートリフト定期整備点検	仕様書及び調達要領指定書による。	UN	1
2	30 t 大型オートリフト定期整備点検	仕様書及び調達要領指定書による。	UN	1

1 Gp

調達要求番号：22H21A11002

陸上自衛隊仕様書			
物品番号			仕様書番号
整備診断作業	1GX-Z100005		
	防衛大臣承認	平成	年 月 日
	作成	平成28年	1月27日
	変更	令和2年	4月16日
	作成部隊等名	第101全般支援大隊	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、第101全般支援大隊において実施する装備品等の外注整備診断作業について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Mの1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z500002M 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 整備に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002Mの2.1による。

### 2.2 品名・数量等

品名及び数量等は、調達要求書による。ただし、調達要求書で指定できない場合は調達要領指定書によって指定する。

### 2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002Mの2.2 b)に示す“修理”とする。

### 2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002Mの2.3 f)に示す“整備作業方式”によるものとし、整備診断作業は、表2による。また、診断作業・整備作業の区分及び工程の細部指示については、調達要領指定書により指定する。

### 2.5 修理基準

修理基準は、当該装備品等の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部については、承認図面又は当該装備品の製造者の会社基準等による。

### 2.6 実施場所

実施場所は、GLT-CG-Z500002Mの2.6によるものとし、調達要領指令書によって指定する。

なお、指定場所での一部又は全部の整備が不能、又は困難と判断した場合には、契約担当官等の承認を得て、指定場所以外で整備を実施することができる。

## 2.7 構成

構成は、当該物品の陸上自衛隊補給カタログによる。ただし、これにより難しい場合は承認図面又は当該物品の製造者の会社基準による。

## 2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002Mの2.9による。

## 2.9 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002Mの2.10によるものとし、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、2.10.1b)とする。

## 2.10 外観

外観は、GLT-CG-Z500002Mの2.12.1による。

## 2.11 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足するものでなければならない。

## 2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002Mの2.13による。

## 3.13 整備作業の中止

整備作業の中止については、GLT-CG-Z500002Mの2.14による。

## 3 品質保証

### 3.1 試験

試験、当該装備品等の陸上自衛隊整備諸基準によるほか、GLT-CG-Z500002Mの3.1による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部については、承認図面又は当該装備品の製造者の会社基準等による。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002Mの3.2による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002Mの箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

その他の指示は、次によるほか、GLT-CG-Z500002Mの5によるものとし、必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

### 5.1 承認用図面等

契約の相手方は、2.5、2.7及びその他必要なものについて、契約後速やかに承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受けるものとする。

### 5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1のとおりとする。

表 1－提出書類

番号	提出書類名	提出部数	提出先	提出時期	注 記
1	整備明細仕様書	4部	契約担当官	診断作業終了後	様式を図1に示す。

5.3 秘密保全等

秘密保全等は，GLT-CG-Z500002Mの6による。

5.4 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

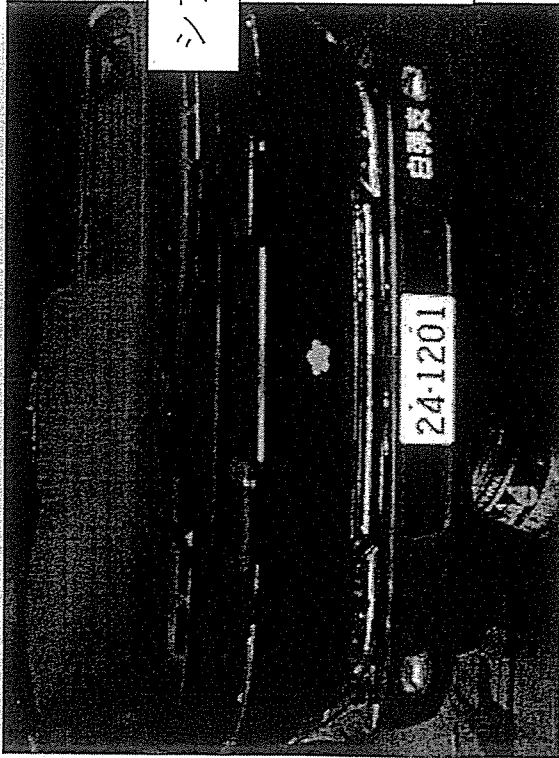
5.5 その他

その他は，GLT-CG-Z500002Mの箇条7による。

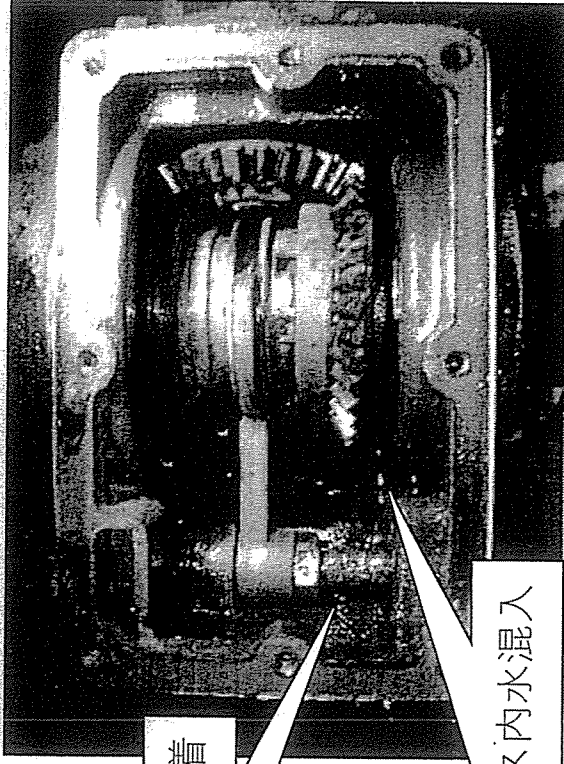


表 2—整備診断作業表

区分	工 程	作 業 内 容	注 記	
診 断 作 業	1	入場点検	入場品の外観状態，欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分 解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗 浄	スチーム，圧縮空気，洗油，薬液等により洗浄し，付着している泥土，油脂，ほこり，さびなどを除去し，清掃する。	アルミ合金等の部品は，洗浄にか（苛）性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視，測定機器，器具などにより摩耗，損傷などの状態を点検計測し，部品の交換，補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については，金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は，主要部位から優先して行うものとする。 2) 契約の相手方は，点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ，整備資料（製造会社の会社基準）を提出するものとする。〕 3) 絶縁抵抗，導通試験，水圧・油圧・気圧試験等を含む。
整 備 作 業	5	修 理	整備明細仕様書 <sup>a)</sup> による修理作業	打こん，まくれ，曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	6	部品組立て	第 2 工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	8	塗装・防せい 処置	本文 2.9 による。	—
	9	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	10	完成検査及び 包装	1) 完成検査は，本文 3.2 による。 2) 包装等は，本文簡条 4 による。	—
<p>注<sup>a)</sup> 整備明細仕様書とは，点検計測後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について官が審査し，承認したものをいう。</p>				



シフター・ロット固着

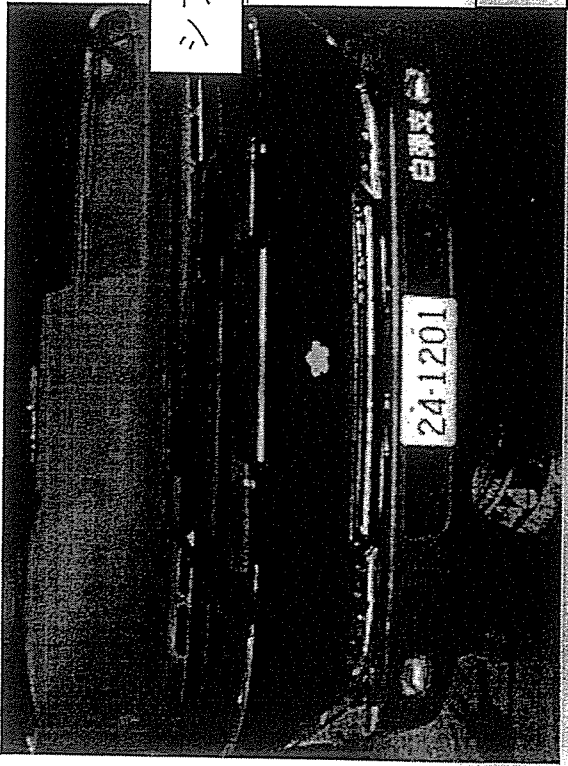


クラッチケース内水混入



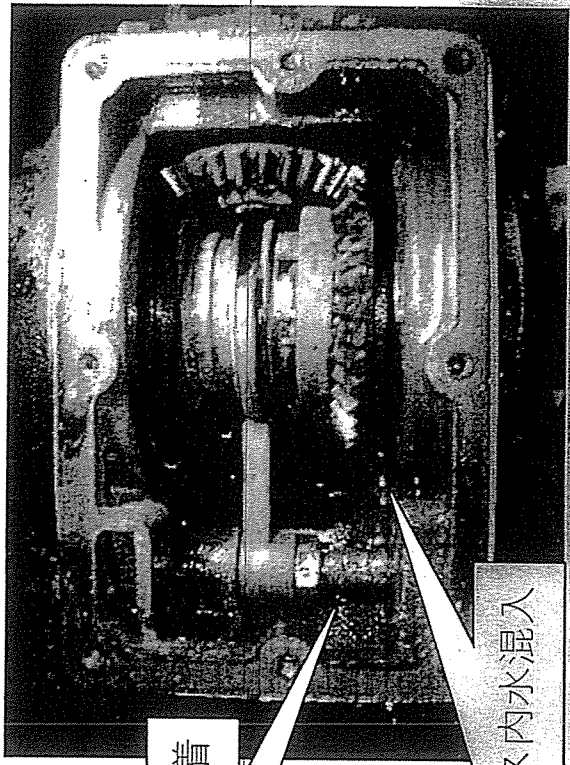
真空ポンプ動作不良





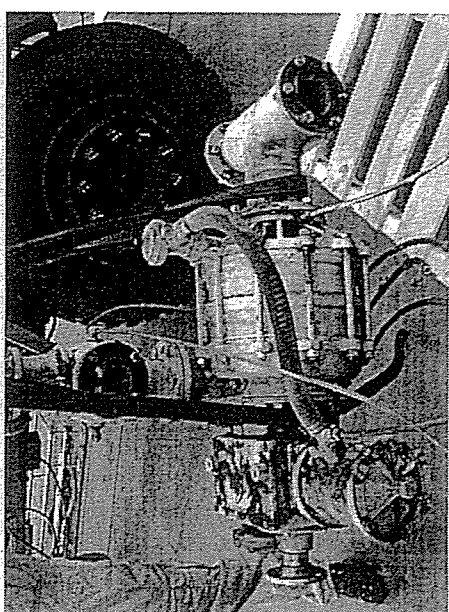
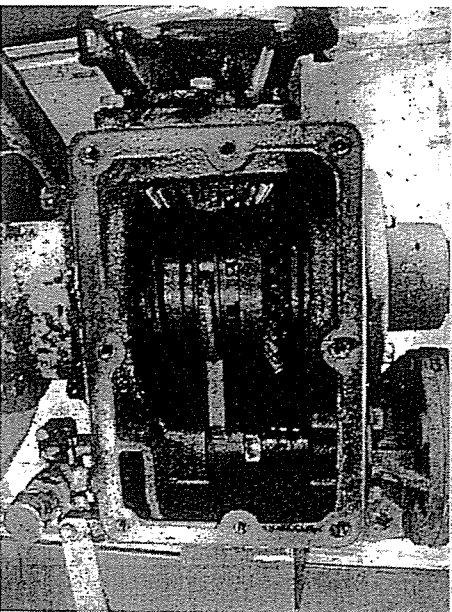
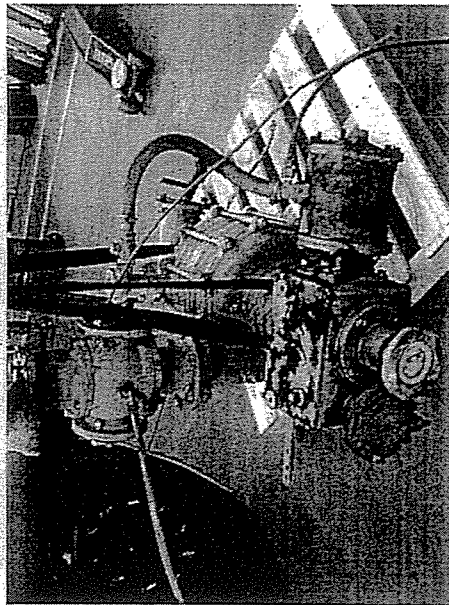
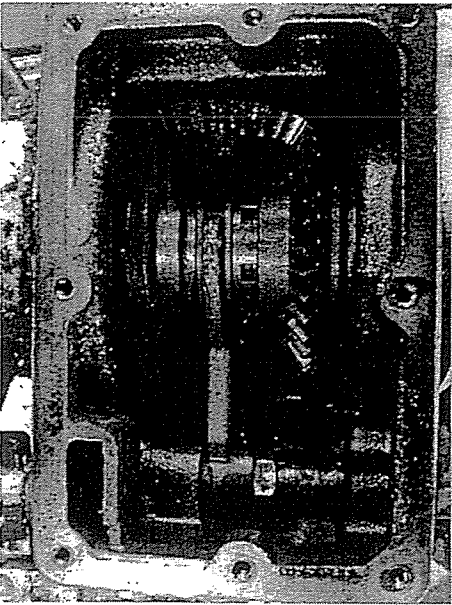
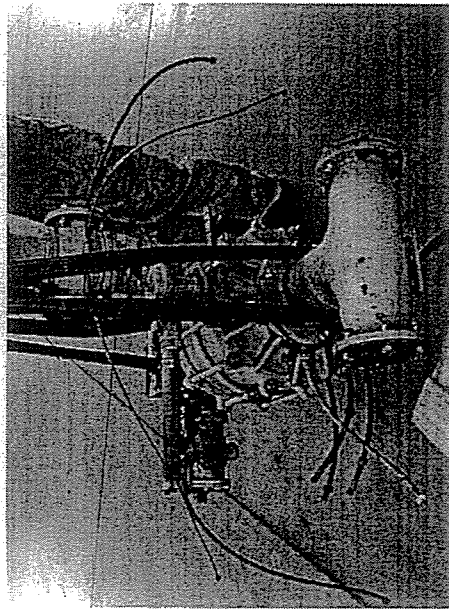
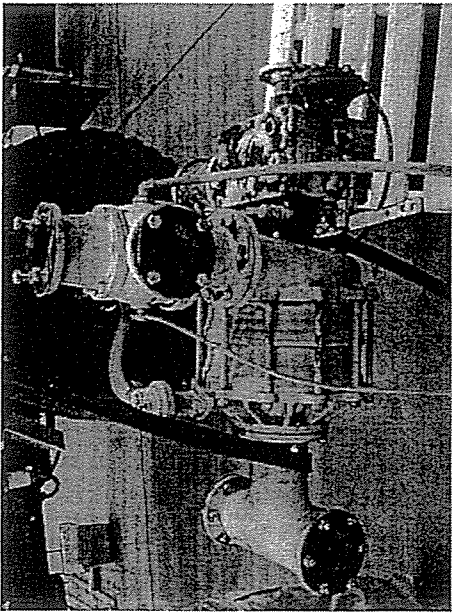
シフターロット固着

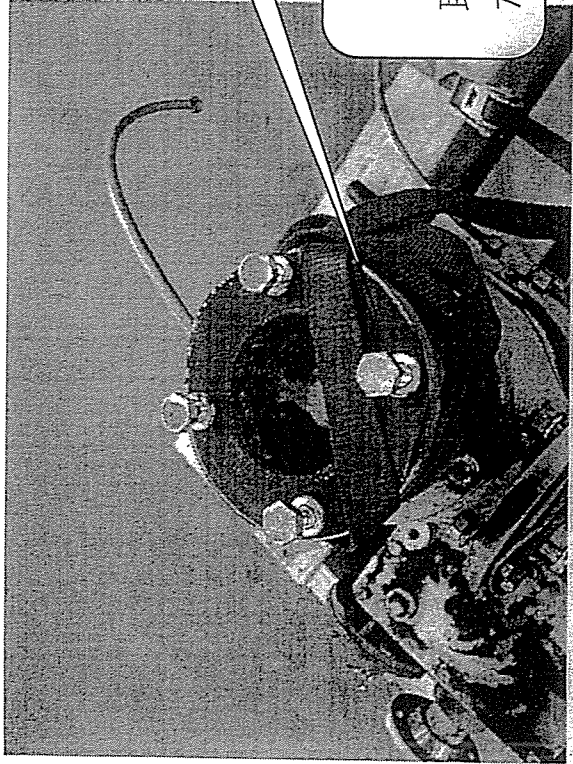
クラッチケース内水混入



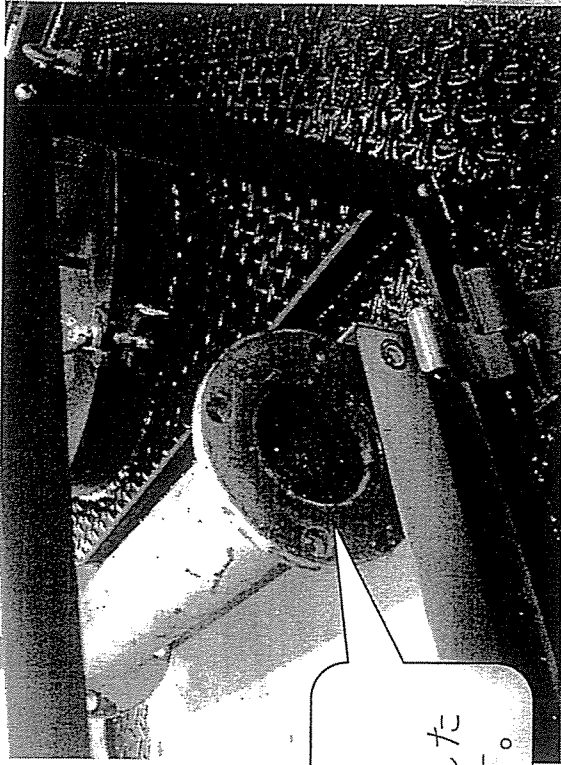
真空ポンプ動作不良



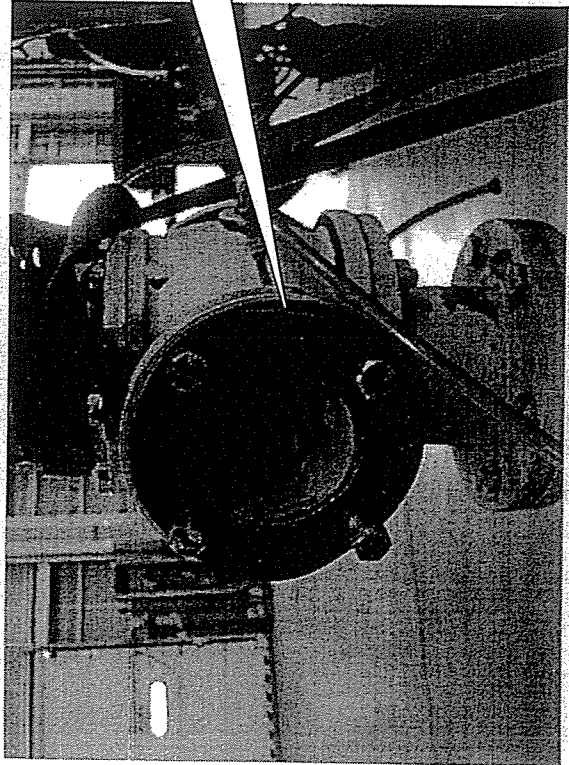




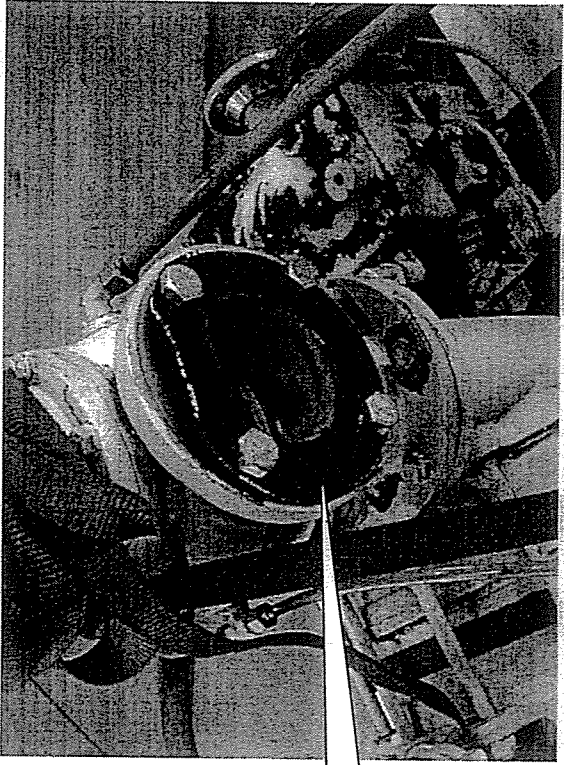
57-42-1412  
パッキン 1EA



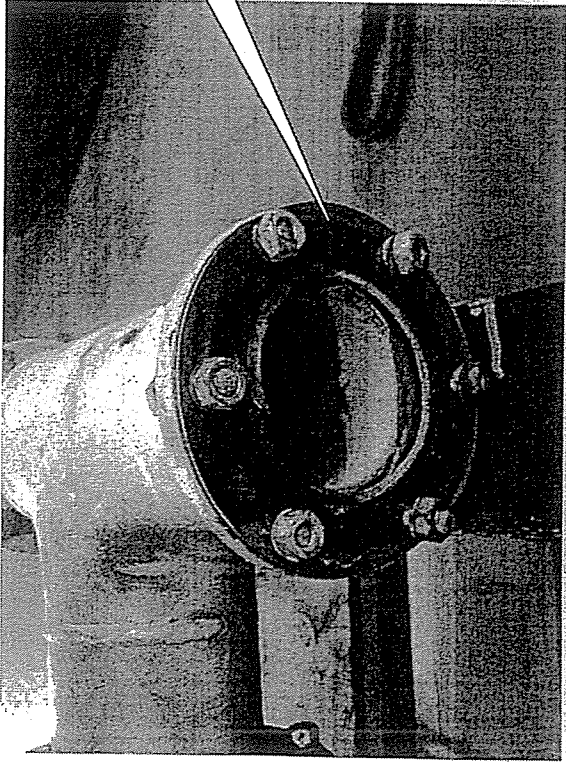
57-42-1412  
パッキン 1EA  
取り外す際に配管を外した  
ためパッキンが必要です。



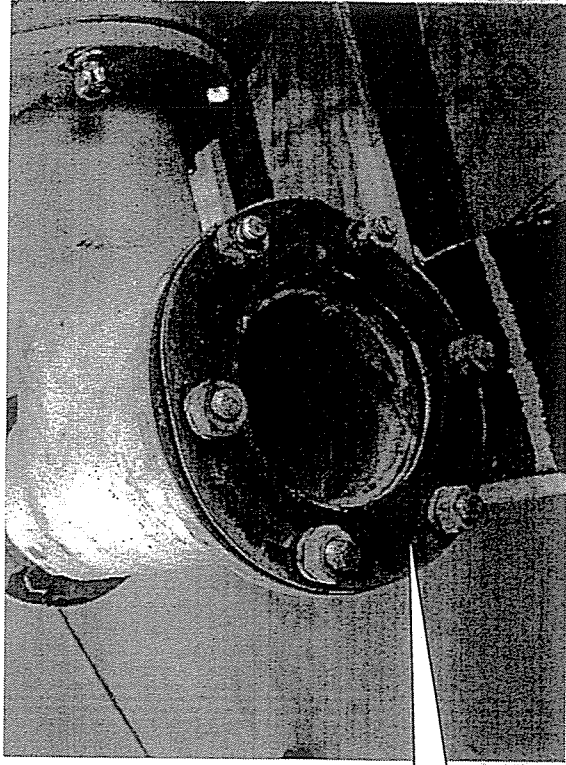
57-42-1412  
パッキン 1EA



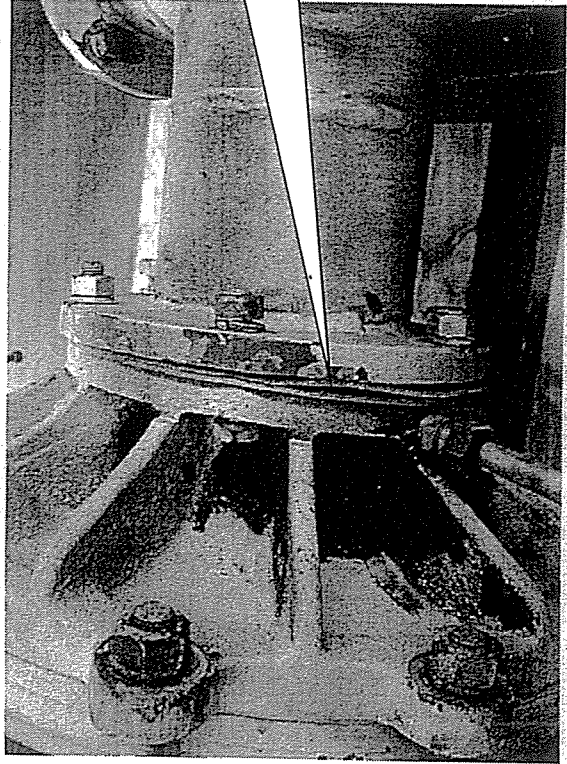
57-42-1412  
パッキン 1EA



57-472-1413  
パッキン 1EA



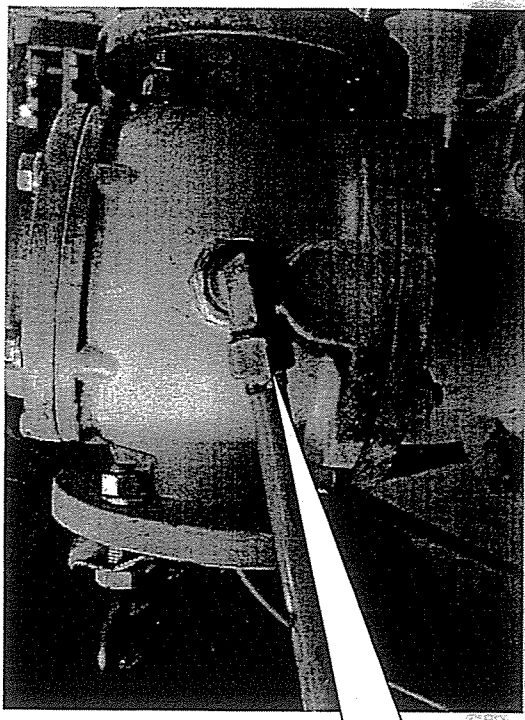
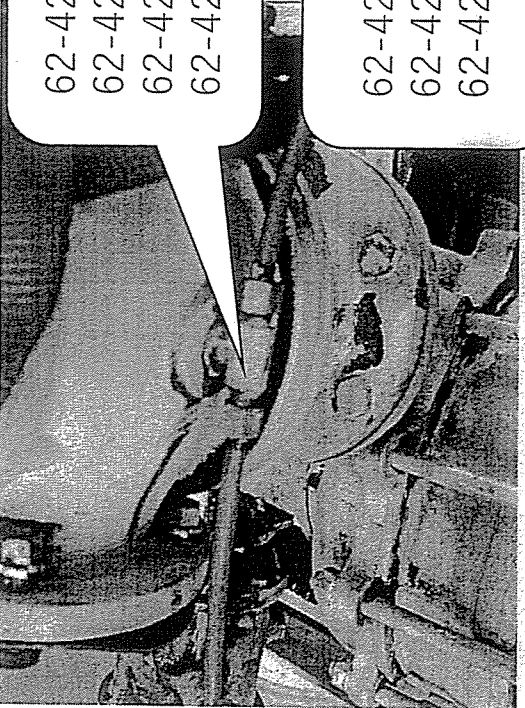
57-472-1413  
パッキン 1EA



物番不明

パッキン 2EA?

取付時外ここを外さないといけませんので、  
パッキンは取付ないでほしいです。



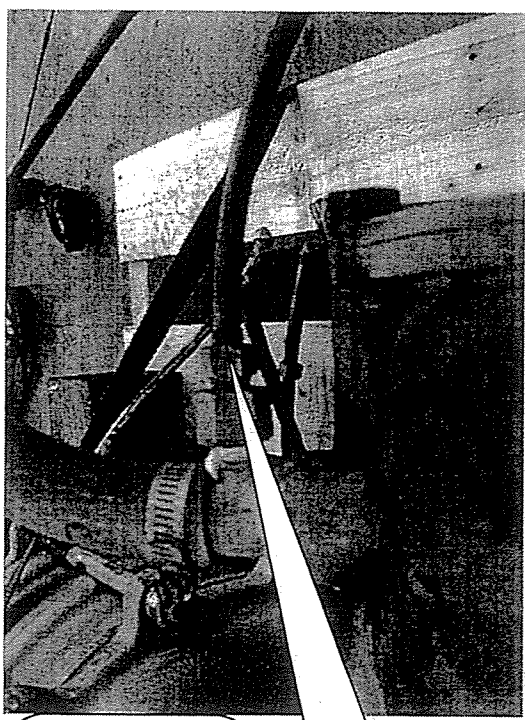
62-42-2055 袋ナット 4EA  
 62-42-2056 スリーブ 4EA  
 62-42-2057 チューブ 1EA  
 62-42-2059 チューブ 1EA

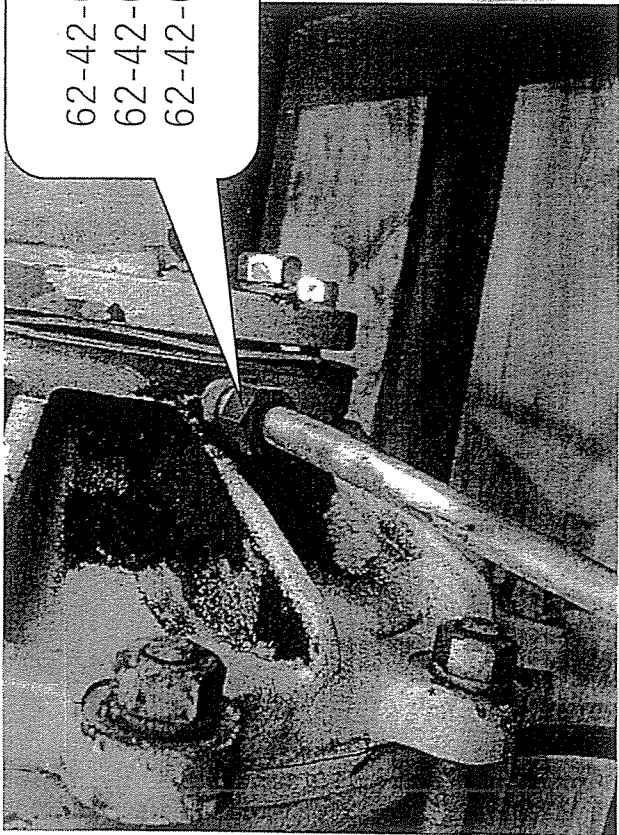
62-42-2005 スリーブ 2EA  
 62-42-2006 袋ナット 2EA  
 62-42-2008 チューブ 1EA



主ポンプからクラッチケース  
 袋ナット 2EA  
 スリーブ 2EA 物番不明  
 チューブ 1EA

62-42-0929 スリーブ 2EA  
 62-42-0917 袋ナット 2EA  
 62-42-0918 チューブ 1EA





62-42-0809 袋ナット 4EA  
 62-42-0807 スリーブ 4EA  
 62-42-0808 チューブ 2EA



3方切替コック  
 袋ナット } 物番不明  
 スリーブ }  
 チューブ }



整備診断明細書  
(整備明細仕様書)

陸上自衛隊北海道補給処  
分任支出負担行為担当官 殿

契約番号		第 号		検査官等		住所 会社名 代表者氏名 固有番号							
品名		調達要求番号											
一連番号	区分・物品番号	品名	整備内容			見積(整備明細)		備考					
			交換部品	補充部品	修理	部品 官給の有無	材料費 金額 単価		部品費 金額 単価				
						加工費		合計		合計		備考	

注記 用紙の大きさは、A列4番とする。

図1 整備診断明細書の様

# 整備診断明細書

調達要求番号: 22H21A11001

No.	部位又は箇所	部品番号	品名	単位	数量	処置方法
	FIG. 1 クラッチケース		工賃			
1	ASSY	62-42-0100	クラッチケースASSY	EA	1	腐食のため交換
	FIG. 2 自動ポンプ		工賃			
2	4	57-42-0204	Oリング	EA	1	劣化のため交換
3	5	57-42-0205	ダイヤフラム	EA	1	劣化のため交換
4	6	57-42-0206	ボルト	EA	3	劣化のため交換
5	7	57-42-0207	Sワッシャー	EA	3	劣化のため交換
6	8	57-42-0208	ボルト	EA	6	劣化のため交換
7	9	57-42-0209	Sワッシャー	EA	6	劣化のため交換
	FIG. 4 主ポンプ		工賃			
8	7	62-42-0407	ポンプシャフト	EA	1	腐食のため交換
9	8	62-42-0408	Oリング	EA	3	劣化のため交換
10	9	62-42-0409	タイロッドボルト	EA	12	劣化のため交換
11	12	62-44-0412	錦糸パッキン	EA	1	劣化のため交換
12	13	62-44-0413	インペラー止めナット	EA	1	劣化のため交換
13	14	62-44-0414	キー	EA	1	腐食のため交換
14	15	62-44-0415	キー	EA	1	腐食のため交換
15	16	62-44-0416	キー	EA	1	腐食のため交換
16	17	62-44-0417	ナット	EA	48	劣化のため交換
	FIG. 5 ヘッドバルブ		工賃			
17	2	57-42-0502	キャップ	EA	1	腐食のため交換
18	4	57-42-0504	ダイヤフラム	EA	1	劣化のため交換
19	6	57-42-0506	Oリング	EA	1	劣化のため交換
20	7	57-42-0507	ボルト	EA	1	劣化のため交換
21	8	57-42-0508	ボルト	EA	6	劣化のため交換
22	10	57-42-0510	ナット	EA	6	劣化のため交換
23	11	57-42-0511	パッキン	EA	1	劣化のため交換
24	12	57-42-0512	Sワッシャー	EA	6	劣化のため交換
	FIG. 6 止水弁		工賃			
25	ASSY	62-42-0600	止水弁ASSY	EA	1	腐食のため交換
	FIG. 9 真空ポンプ		工賃			
26	7	62-42-0907	オイルシール	EA	1	劣化のため交換
27	8	62-42-0908	ベアリング	EA	1	劣化のため交換
28	14	62-42-0914	ホースバンド	EA	2	劣化のため交換
29	15	62-42-0915	ホース	EA	1	劣化のため交換

# 整備診断明細書

調達要求番号: 22H21A11001

No.	部位又は箇所	部品番号	品名	単位	数量	処置方法
30	17	62-42-0917	袋ナット	EA	2	劣化のため交換
31	18	62-42-0918	チュープ	EA	1	劣化のため交換
32	24	62-42-0924	パッキン	EA	2	劣化のため交換
33	25	62-42-0925	ボルト	EA	12	劣化のため交換
34	26	62-42-0926	Sワッシャー	EA	17	劣化のため交換
35	27	62-42-0927	ビニールパイプ	EA	1	劣化のため交換
36	28	62-42-0928	ホースバンド	EA	1	劣化のため交換
37	29	62-42-0929	スリーブ	EA	2	劣化のため交換
38	30	62-42-0930	パッキン	EA	1	劣化のため交換
39	31	62-42-0931	ボルト	EA	5	劣化のため交換
40	32	62-42-0932	ユニオン	EA	1	劣化のため交換
			工賃			
			FIG. その他付属品等(耐圧試験及び塗装代含む)			
41	21	57-42-0721	チュープ	EA	3	劣化のため交換
42	22	57-42-0722	ユニオン	EA	3	劣化のため交換
43	8	57-42-0808	チュープ	EA	1	劣化のため交換
44	5	57-42-1412	パッキン	EA	3	劣化のため交換
45	6	57-42-1413	パッキン	EA	2	劣化のため交換
46	8	57-42-1424	ボルト	EA	24	劣化のため交換
47	10	57-42-1425	Sワッシャー	EA	24	劣化のため交換
48	24	57-42-1428	ナット	EA	24	劣化のため交換
44	5	57-42-2005	スリーブ	EA	5	劣化のため交換
45	6	57-42-2006	袋ナット	EA	5	劣化のため交換
46	8	57-42-2008	チュープ	EA	1	劣化のため交換
47	10	57-42-2010	ユニオン	EA	1	劣化のため交換
48	24	57-42-2024	ユニオン	EA	2	劣化のため交換
49	25	57-42-2025	袋ナット	EA	4	劣化のため交換
50	26	57-42-2026	スリーブ	EA	4	劣化のため交換
51	35	57-42-2035	チュープ	EA	1	劣化のため交換
52	55	57-42-2055	袋ナット	EA	4	劣化のため交換
53	56	57-42-2056	スリーブ	EA	4	劣化のため交換
54	57	57-42-2057	チュープ	EA	1	劣化のため交換
55	58	57-42-2058	ユニオン	EA	1	劣化のため交換
56	59	57-42-2059	チュープ	EA	1	劣化のため交換
			合計			

調達要領指定書	調達要求番号	22H21A11002
	調達要求年月日	令和5年1月13日
	作成部隊	第101全般支援大隊
	作成年月日	令和5年1月13日
品名	大型消防車主ポンプ整備診断	
仕様書番号	1GS-Z100005	

指定事項:

1 本文2.2 品名・数量等

調達要求書によるほか、以下のとおり。

器材名	単位	製造会社	製造番号	故障状況(概要)
大型消防車	両	ジーエムいちはら工業 (車体:三菱)	24-1201 (FK61HE-765164)	クラッチケース不良等

2 本文2.4 整備の作業方式

診断作業・整備作業の区分は、「整備診断作業」とし、工程の細部は、「表2-整備作業工程表」の工程5~10とする。

3 本文2.6 実施場所

実施場所は、「営業所など」とする。

4 その他

細部調整連絡先 : 101全支大補給中隊 沼澤1曹(内線8-13-5770)

調達要求番号：22H21AA0011

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
オートリフト定期整備点検	1GS-B100001		
	作成	令和5年 1月10日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	第101全般支援大隊	

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

## 1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい。リフト製造会社の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下定期作業という。）を含むものとする。

## 1.3 種類

種類は表1による。

表1-種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両用オートリフト
2	4910-285-0969-5	2482401	大型車両用オートリフト

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## b) 法令等

車両用オートリフト（10t，24t，30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号(20.12.15)]

リフト点検資格認定制度

社団法人 日本自動車機械工具協会

## 2 整備に関する要求

## 2.1 品名・数量等

品名・数量等は、調達要領指定書による。

## 2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で点検するものとする。

## 2.3 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

## 2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“整備作業方式”によるものとし、整備作業表は、表4による。

## 2.5 点検基準

点検基準は、表4－整備作業表による。

## 2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

## 2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

## 2.8 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商習慣による。

## 2.9 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

### 3.1 検査など

整備後の試験などは、官側立会のうえ提出書類を確認し外観・機能検査後に引渡しを行うものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 3.3 品質保証期間

整備に伴う品質保証期間は、検査合格の日から1年間とする。

## 4 その他の指示

### 4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

### 4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

### 4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7により返納するものとする。

#### 4.4 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2-提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 <sup>a)</sup>		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
注 <sup>a)</sup> 必要に応じて提出する。		

#### 4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3-添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績書	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

#### 4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

#### 4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4-整備作業表

工程		作業内容
1	作業前の確認	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に確認する。
2	再現テスト	確認した状況の再現テストを行う。 なお、その際、官側の管理責任者の立会のうえ確認する。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフト位置の確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.2に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。



調達要領指定書	発簡番号	1GS-S001
	調達要求番号	22H21A0011
	調達要求年月日	令和5年1月10日
	作成部隊	第101全般支援大隊
	作成年月日	令和5年1月10日
品名	車両整備用オートリフト点検	
仕様書番号	1GS-B100001	

指定事項：車両整備用オートリフト点検は次による。

#### 2.1 品名・数量等

品名(型式)	規格	製造会社	数量
大型車両整備用オートリフト(7G0228)	WSL-PSFU300	株式会社バンザイ	1台
大型車両整備用オートリフト(7G0229)	WSL-PSFU300	株式会社バンザイ	1台

#### 2.6 整備実施場所

島松駐屯地 「総合整備工場」

調達要求番号：22H21AA0012

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
オートリフト定期整備点検	1GS-B100001	
	作成	令和5年 1月10日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	第101 全般支援大隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

#### 1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下定期作業という。）を含むものとする。

### 1.3 種類

種類は表1による。

表1-種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4910-285-0973-5	2482402	中型車両用オートリフト
2	4910-285-0969-5	2482401	大型車両用オートリフト

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

車両用オートリフト（10t，24t，30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号(20.12.15)]

リフト点検資格認定制度

社団法人 日本自動車機械工具協会

## 2 整備に関する要求

### 2.1 品名・数量等

品名・数量等は、調達要領指定書による。

## 2.2 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で点検するものとする。

## 2.3 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

## 2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“整備作業方式”によるものとし、整備作業表は、表4による。

## 2.5 点検基準

点検基準は、表4－整備作業表による。

## 2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

## 2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

## 2.8 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商習慣による。

## 2.9 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

## 3 品質保証

### 3.1 検査など

整備後の試験などは、官側立会のうえ提出書類を確認し外観・機能検査後に引渡しを行うものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 3.3 品質保証期間

整備に伴う品質保証期間は、検査合格の日から1年間とする。

## 4 その他の指示

### 4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

### 4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

### 4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7により返納するものとする。

#### 4.4 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2—提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 <sup>a)</sup>		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
注 <sup>a)</sup> 必要に応じて提出する。		

#### 4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3—添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績書	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

#### 4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

#### 4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4-整備作業表

工程		作業内容
1	作業前の確認	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に確認する。
2	再現テスト	確認した状況の再現テストを行う。 なお、その際、官側の管理責任者の立会のうえ確認する。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフト位置の確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.2に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発簡番号	1GS-S001
	調達要求番号	22H21A0012
	調達要求年月日	令和5年1月10日
	作成部隊	第101全般支援大隊
	作成年月日	令和5年1月10日
品名	オートリフト定期整備点検	
仕様書番号	1GS-B100001	

指定事項：車両整備用オートリフト点検は次による。

#### 2.1 品名・数量

品名(型式)	規格	製造会社	数量
中型車両整備用オートリフト(0707002)	FTW-1033	株式会社安全自動車	1台

#### 2.6 整備実施場所

島松駐屯地 「総合整備工場」